

令和5年6月号(303号)  
(皇紀2683年) 毎月1日発行

# 新風

編集人 川畑賢一

発行人 魚谷哲央  
年間購読料 2,000円

維新政党・新風本部  
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下ル  
第2ふじビル4階  
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800  
https://shimpu.jpn.org/  
otayori@shimpu.jpn.org

# 正統なる国家体制の回復へむけて

日本が議長国を担当したG7サミットが様々な問題を孕みながらも無事終了した。岸田首相が原爆被爆地広島での開催に込めた意義は、核のない世界——核軍縮であったが、ロシア・北朝鮮・中共によつて生じている核の先制使用の現実的可能性の高まりの中で、それに対する核抑止力を如何に保持して対抗するかといふ冷厳なる国際政治の緊迫感の前では夢想的としか捉へられなかつた。議長国の面子を立てて理想としての核廃絶といふ文言は折り返し込められた。被団協等の一部からはその有り様に失望したとの批判があつたが、これが現実の国際政治である。彼等は口・中・北朝鮮首脳に対して同様な直言を行つたことはなく、その意気もないであらう。

抑々、わが国がアジアから唯一のG7構成国として参加してゐるのは経済大国であるとの理由からである。この度拡大参加したインド性 軍隊の保有を否定してゐる憲法を平和憲法と称して後世大事に押し戴いてゐる独立主権国は皆無である。その様なわが国が国際政治の中で指導的立場に立てると錯覚してはならないのであるが、その自覚を欠如させて矛盾を感じないところに戦後体制の根の深さがある。

来日してG7会議に参加したウクライナのゼレンスキー大統領が日本の事情は充分に承知してをり、戦争終結後の復興事業に期待してゐると言明した通り、わが国要路者は、ウクライナ戦争や緊迫する東アジアにおいてわが国が主権国家としての外交力を発揮することには基本的に欠格者であることに深く自省を巡らせねばならないのだ。開かれたアジア太平洋構想や法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序構想等々に自己

陶酔してゐる場合ではない。それは大東亜戦争敗戦後の米国の占領政策にまで立ち返らなければならないのであるが、わが国要路者には戦後一貫してその思考はない。占領政策の方針は、二度と日本が立ち上がつて欧米に対抗することのない様に永久的に国家意志の弱体化を図り、国民精神の骨抜きを企図することにあつた。

その様な占領政策の集約として天皇の御存在への否定的威圧の下、現行憲法が押し付けられたのである。占領期間中は、敗戦の結果として致し方がなかつたのであるが、昭和二十七年四月二十八日に一応主権回復した後は、占領基本法として失効を宣言し、帝国憲法に復原して独立主権国家として自らの意志による憲法改定作業を最大の政治課題としなければならなかつた。しかし、占領期間中に、公職追放措置から逃れるためGHQに阿諛追従したり、戦時中の責任逃れに汲々として占領政策に迎合して進歩的と称する立場に身を置かうとする正に曲学阿世の徒によつて国は覆ひ尽くさ

## 沖縄慰霊の日

### 六月二十二日

他グローバル

サウスの諸国

をも含めて、

主権国家とし

ての基本的属

性

を否定して

ゐる憲法を

平和憲法と

称して後世

大事に押し

戴いてゐる

独立主権国

は皆無であ

る。その様な

わが国が国際

政治の中で指

導的立場に立

## 防衛予算増額の限界

ロシア・北朝鮮・中国によつて一触即発の緊迫下にある東アジア情勢やウクライナ戦争等に対しては、主権国家として厳しい対応姿勢が求められてゐるが、相

変らず現行占領憲法と日米安保条約体制即ち戦後体制を脱しようとする意識も見受けられない。戦後体制下の自衛隊に如何に予算を増額しようとするか(GDP比2%の防衛予算増額を五年でと決定されたが)、軍隊としての属性を基本的に否定されてゐる自衛隊に主権国家の常識的交戦能力は与へられては居ない。泥縄式に装備に金を掛ければ済むといふ問題でないことに、戦後体制価値観で覆ひ尽くされてゐる現行既成政治勢力には本質的に理解不能なのであらう。今更の如く、自分の国は自分で守らねばならない。程度の政治意識で真の独立主権国家として冷徹なる国際社会に伍しては行けない。

## 故安倍首相への妄信

令和の御代は戦後政治八十年の積弊の結果として正に亡国の危機に直面してゐる。国防外交、内政共々この二、三年の舵取り選択を

略、遺憾、外交に終始して今日の危殆に瀕する事態を招いてゐる。

▼四年前の京都アニメ放火殺人事件の裁判がやつと始まるらしい。犯人の重度のやけどの治療に長時間を要したといふこともあるが、それに加へて犯人の責任能力を問ふ精神鑑定にもかかりの時間が割かれて来た。それは故安倍元首相銃撃事件の犯人・山上某についても精神鑑定に半年ほどの時間が費やされてやつと起訴が確定された。亦、何年前の吹田の交番襲撃事件の犯人も鑑定の結果無罪となつた。

▼また直近では長野県中野市議会議員息子による御婦人二名、警察官二名の殺人事件もあり、この場合も必ず精神鑑定期間が半年程見込まれるであらう。▼事ほど左様に、どの刑事事件においても責任能力の有無を問ふ精神鑑定が必須となつてゐるのが実情である。検察側が最初その必要性を認めなくても犯人弁護士がそれを要求すれば結果的に応じざるを得ない。▼しかし、その責任能力とは何なのであらうか。犯人が犯した事件は厳然とした事実であり、被害者も存在する。犯人と被害者といふ関係がないものとされる責任能力を振りかざす現行法の在り様は事件そのものを消し去る結果となる。被害者及びその遺族等の立場はどうなるのであらうか。▼責任能力が有らうが無からうが犯した罪は償はなければならぬといふ単純明快な事実には立ち返る必要があるのではないか。誤つた人権至上主義からの脱却が求められる。これも戦後体制価値観の一端である。(谷)

## 新風驟雨

しんぶうしゅう

### 本紙目次

- 一頁：正統なる国家体制の回復へむけて
- 二頁：新風ニュース他